

手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の35%を上限とする。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料は消費税が含まれます。

【返戻金制度について】

1. 紹介予定派遣

紹介により就職した者が就職者本人の事由により退職に至った場合、採用日から3ヶ月以内に限り、支払額の2分の1を返却するものとする。

2. 職業紹介

紹介により就職した者が就職者本人の事由により退職に至った場合、採用日から6ヶ月以内に限り、下記の通り手数料の一部を返却するものとする。

- ・1ヶ月未満での退職・・・手数料の80%を返却
- ・3ヶ月未満での退職・・・手数料の50%を返却
- ・6ヶ月未満での退職・・・手数料の20%を返却

許可番号

45-ユ-300016

事業所の名称

株式会社スタッフメイト南九州
代表取締役 串間 勝俊